

規制の事前評価書

政策の名称	侵襲性髄膜炎菌感染症及び麻しんの医師による届出方法の変更	担当部局名	健康局結核感染症課	作成責任者名	結核感染症課長 井上 肇	評価実施時期	平成26年10月
法令案等の名称・関連条項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律案						
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【現状及び問題点】 厚生労働省令で定める五類感染症を診断した医師は、7日以内に、患者の年齢・性別等の情報を個人が特定できない形式で都道府県知事に届け出ることとされています。一部の五類感染症（侵襲性髄膜炎菌感染症及び麻しん（以下「二疾病」という。）を想定）については、患者発生時に感染の拡大防止策を迅速かつ的確に講ずる必要があり、そのためには法第15条に基づく積極的疫学調査の迅速な実施に向けた患者の個人情報の特定が必要であるところ、現行法上は患者の個人情報が特定できないため、十分な対応が困難な状況にあります。</p> <p>【規制の目的、内容】 厚生労働省令で定める五類感染症（二疾病を想定）の患者を診断した医師は、感染の拡大防止策を迅速かつ的確に講ずるため、氏名・住所等個人が特定できるものを含む患者の情報を都道府県知事に直ちに届け出ることとします。</p> <p>【規制の必要性】 二疾病については、患者発生時に感染の拡大防止策を迅速かつ的確に講ずるため、当該感染症を診断した医師が氏名・住所等個人が特定できるものを含む患者の情報を直ちに届け出ることとすることにより、法第15条に基づく積極的疫学調査を迅速に実施できる体制を整備することが必要と考えます。</p>						
想定される代替案	二疾病については、患者発生時に感染の拡大防止策を迅速かつ的確に講ずる必要があることから、同様の政策目的を達成し得る代替案は想定できません。						
規制の費用	費用の要素	代替案の場合					
1 遵守費用	新たに発生する費用はないものと考えられます。	—					
2 行政費用	新たに発生する費用はないものと考えられます。	—					
3 その他の社会的費用	新たに発生する費用はないものと考えられます。	—					
規制の便益	便益の要素	代替案の場合					
	二疾病が発生した際、迅速に感染拡大を防止するとともに、患者との接触等により当該感染症に感染した後であっても、速やかな予防内服や予防ワクチンの接種により、その発症を防止することが可能となります。また、それにより、医療従事者の負担が軽減されるとともに、当該感染症がまん延した場合に生じる経済活動の停滞による経済的損失等を最小限にすることができます。さらに、当該措置は患者本人の治療のためにも有益であり、本人の生命や健康の保護に資するものと考えられます。	—					
政策評価の結果 （費用と便益の関係の分析等）	新たに発生する費用はなく、また、二疾病がまん延した場合に生じる感染者や死者、経済的損失等の被害を考慮すると、これら感染症の発生の予防及びまん延の防止のための規制を設けて対応することにより、被害を最小限のものとする事ができるため、最も適切な手段であると考えます。						
有識者の見解その他関連事項	平成26年6月25日に、厚生科学審議会感染症部会において、感染症対策の見直しについての提言（「感染症対策の見直しについて」）が取りまとめられました。その中で、二疾病について、医師に対して、氏名・住所等の個人が特定できる情報を直ちに届け出ることを義務づけるよう提言されています。						
レビューを行う時期又は条件	改正法の附則において、この法律の施行後5年を経過した場合において、今般の改正に関する事項が感染症対策上必要かどうかについて検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずることを規定します。						